

**和光市広沢地区エリアマネジメントにおける
財産貸付事業 募集要項 (案)**

令和3年1月

和 光 市

も く じ

第 1	募集要項の位置づけ	1
第 2	事業の概要	
1	事業名称	1
2	事業の目的	1
3	業務内容	1
4	応募グループ各社の役割	2
5	財産の貸付	2
6	貸付に関する法的根拠	3
7	契約に関する事項	3
8	財産の貸付条件	4
9	財政上及び金融上の支援に関する措置	5
第 3	募集及び選定に関する事項	
1	募集及び選定の手順	6
2	参加資格要件	8
3	事業者審査委員会	10
4	提案に関する留意事項	11
第 4	資産活用会社に関する事項	
1	資産活用会社の設立	13
2	資産活用会社の運営	13
3	都市再生推進法人の指定	13
第 5	管理運営に関する事項	
1	駐車場の事業概要	15
2	カーシェアの事業概要	17
3	メインエントランス北側の利活用	18
4	保健センター跡建物の利活用	19
5	広場・展示棟の利活用	19

用語定義・問い合わせ・各種書類提出先

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
市	和光市
本事業	和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業。
市庁舎駐車場	市庁舎訪問者及び市民文化センター訪問者が主に利用する駐車場。
市民広場	和光市庁舎と市民文化センターの間にある広場。
メインエントランス北側	市道476号線に面する市庁舎議会棟西側用地。現在は植栽となっている。
現・保健センター	保健センター機能が、令和3年4月に広沢複合施設内の新施設に移転するため、移転後の建物。
展示棟	1階を市民広場、地下階を駐車場に面している2階建ての建物。現在は市民文化センターの管理となっているが、管理区分を変更する。
カーシェア事業	特定の自動車を会員間で共有するサービス。本事業では平日昼間を庁用車として活用することを予定している。
コワーキングスペース ・オフィス	事務スペース、会議室等スペースを共有し、独立した仕事を行うオフィス環境。
オープンイノベーション	自社だけでなく他社や異業種異分野が持つアイデア、サービス、データ、知識を組み合わせ、革新的なビジネスを創出していくこと。
行政財産・普通財産	市が公共の用途を決定している財産を行政財産といい、それ以外を普通財産という。
使用貸借	無償で貸付を行い、借地借家法の適用外とする。
PHEV	プラグインハイブリッド車。ハイブリッド車に外部充電機能を付加した自動車。
借受者	市から公有財産を借り受ける者。本事業においては資産活用会社。
本財産	貸し付ける財産【市庁舎駐車場、メインエントランス北側用地、展示棟(地下の一部を除く)、現・保健センター建物(駐車場の一部を除く)】。
資産活用会社	市から財産を借り受け、「市庁舎にぎわいプラン」に基づく事業を実施する会社。各事業の運営・管理は委託することを想定している。
駐車場運営会社	資産活用会社から市庁舎駐車場の管理を受託する。
スタートアップ支援会社	資産活用会社からオープンイノベーションの拠点形成を受託する。

用語	定義
応募者	資産活用会社の設立・運営を希望する者。
応募グループ	資産活用会社、駐車場運営会社、スタートアップ支援会社から成る事業者コンソーシアム。
優先交渉権者	最も優れた提案を行った本事業の応募者
基本協定	市と資産活用会社との間で、契約締結に向けた協定。
仮契約・本契約	市と資産活用会社との間で仮契約を締結する。議会の議決を経て本契約となる。
都市再生推進法人	市の補完的役割としてまちづくりを担う。本事業においては資産活用会社を都市再生推進法人に指定する予定。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行おうという取組の一般的な総称。
インフォメーション ・パッケージ	募集要項の内容を補足し、建物の現況等の情報を整理したもの。
個別対話	応募者が提案書の作成を行うにあたり、市と相談する対話。
関心表明書・関心表明者	応募グループが優先交渉権者となり、事業契約を行った後に資産活用会社から事業を受託する予定の者、及びそのことを表明する書類。
チャレンジショップ	新規に開業しようとする事業者を支援し、安価で場を提供する。
レンタルキッチン	時間制で貸し出し、調理だけでなく、調理したものを食事ができたりするなど、交流を図る施設。

問い合わせ・各種書類提出先

和光市 企画部 資産戦略課 計画推進担当(市庁舎3階)

☎351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話番号:048-424-9081(担当直通) E-mail:b0100@city.wako.lg.jp

第1 募集要項の位置づけ

この募集要項(案)は、「和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業」を実施するにあたり、その財産を借り受ける者の選定に関し、必要な事項を公表するものである。

本事業に応募するグループは、本募集要項の内容を踏まえ、必要な書類を提出すること。また、下記に示す資料は本募集要項と一体のもの(以下「募集要項等」という。)である。

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項(案)等に関する質問に対する回答によることとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業

2 事業の目的

本事業の目的は、「ふらっと立ち寄り ゆるっとつながる これからの50年を照らす庁舎」を基本理念として、広沢複合施設整備・運営事業の波及効果によるにぎわい創出を図ることである。

「市庁舎にぎわいプラン基本方針」の基本理念に記載している7つのコンセプトのうち、にぎわい創出に関する以下の5つの基本コンセプトを軸に、これまで市民にとって手続きのために訪れる場所として認識されていた市庁舎を、「市民一人一人のシティホール」として、新たな位置付けへの転換を図る。

- ① 誰もが自由に訪れて和光を好きになる
- ② 異なる世代、多様な価値感を持つ市民が緩やかにつながる
- ③ 日常の「にぎわい」を大切に
- ④ 財政負担ではなく民間投資を呼び込む経営
- ⑤ エリアマネジメントとの連動による面的な推進

3 業務内容

- ① 市庁舎駐車場を運営する。
- ② 市庁舎駐車場でカーシェアを営業し、開庁時間は庁用車としても活用する。
- ③ 市民広場とメインエントランス北側の市が提示する設置可能場所に移動式店舗を設置し、店舗経営者に貸出する。
- ④ 現・保健センターを活用し、市内研究機関やスタートアップと協働し、オープンイノベーションの拠点化を図る。
- ⑤ 展示棟1階の現・展示ホールを活用し、喫茶カフェを運営する。

第2 事業の概要

- ⑥ 展示棟1階の現・企画展示室、及び地下のレストラン厨房跡を活用し、貸室として運営する。
- ⑦ 市民広場の運営管理¹を行う。

4 応募グループ各社の役割

(1) 資産活用会社の役割

- ① 市から公有財産を借受け、各事業を運営する。
- ② 駐車場営業利益を中心とする各事業からの料金収入を収納し、その利益を原資として民間資金を活用し、各事業を推進するために、それぞれ専門の事業者¹に委託する。
- ③ これまで市が行っていた、市民広場の清掃、剪定、警備以外の運営管理¹を行う。

(2) 駐車場運営会社の役割

- ① 資産活用会社から受託し、市庁舎駐車を運営する。
- ② 市庁舎駐車場内にてカーシェアを運営する。

(3) スタートアップ支援会社の役割

- ① 現・保健センター建物を活用し、コワーキングスペース・オフィスを運営する。
- ② 入居するスタートアップに対して、資金調達やビジネスモデルの創出、事業計画の作成に関する支援を行う。
- ③ 市内研究機関の研究者とコミュニケーションを図り、オープンイノベーションを開催する。

5 財産の貸付

(1) 財産の貸付

- ① 各事業の開始時期については、財産貸付契約締結後、資産活用会社と協議の上決定する
- ② 資産活用会社が設置した移動式店舗は、資産活用会社の所有とする。

	貸付財産	財産種類	貸付対象(床)面積	貸付期間
A	市庁舎駐車場	行政財産	土地:5755.62 m ²	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日
B	メインエントランス 北側	普通財産	土地:212.8 m ²	
C	現・保健センター (駐車場の一部を除く)	普通財産	建物:878.12 m ² (土地:1,969.35 m ²)	
D	展示棟 (JA利用エリアを除く)	行政財産	建物:564.11 m ²	
E	市民広場	行政財産	土地:1623.88 m ² ²	

※ 貸付対象面積は実測値ではない。

(2) 資産活用会社が市に支払う賃料(貸付料)

- ① 資産活用会社が市に支払う貸付料は、消費税相当分を加算した額とし、各年度当初に市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに各年度の四半期ごとに支払うものとする。
- ② 資産活用会社が市に支払う賃料の額は、「和光市行政財産の使用料に関する条例(昭和44年10月6日条例第40号)」第2条により算出した額を基準とする。

¹ 庁舎管理と不可分な維持管理業務については従来通り市が実施する。

² 広場の貸付対象範囲は、インフォメーション・パッケージを参照のこと。

第2 事業の概要

	貸付財産	賃料算出額 《月額》	減額後賃料 《月額》 ^㉞	公益上減額・免除を必要とする理由及び根拠
A	市庁舎駐車場	1,309,500 円	320,000 円	全駐車車両のうち、免除対象車両の割合(約75%)を減額。
B	メインエントランス 北側	48,500 円	—	—
C	現・保健センター	603,200 円	使用貸借	第四次総合振興計画に掲げる「魅力ある新たな産業の推進」における取組として免除。
D	展示棟	308,100 円	210,000 円	展示ホール・企画展示室において、市が使用している時間の割合を減額。
E	市民広場	369,500 円	使用貸借	常に歩行者動線を確保し、行政運営上必要な利用を優先するため。

- ③ 上記表による減額後賃料(㉞)より、提案内容に従い賃料をさらに減額する。ただし、減額の結果0円を下回った場合でも、市からの支払いは行わない。

	貸付財産	提案による減額 (㉞からの差引額)	公益上減額・免除を必要とする理由及び根拠(提案によるもの)
A	市庁舎駐車場	カーシェア台数×3万円 (PHEVの場合は4.5万円)	カーシェア公用利用分として、相当分を減額。
D	展示棟	1階展示ホール・地階厨房 改修費相当額	初期費用(B工事・C工事)相当分を減額。

6 貸付に関する法的根拠

行政財産の貸付：地方自治法第238条の4第2項第4号

貸付する場合の判断基準：国有財産法第18条第2項第1～4号、第6項

契約：民法第601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法の適用は行わない。

7 契約に関する事項

(1) 借受者の義務

- ① 借受者は、資産活用会社とする。
- ② 借受者は、善良な管理者の注意をもって本財産を使用すること。また、利用者に対しても同様の注意を喚起すること。
- ③ 借受者は、本財産を使用して行う事業に伴う一切の責任を負うこと。
- ④ 借受者は、各事業の実施に際しては、予め提案時に示した者に委託するものとする。
- ⑤ 市が本財産の管理上必要な事項を通知した場合は、借受者はその事項を遵守すること。
- ⑥ 借受者は、本財産の使用にあたっては、近隣の迷惑とならないよう、十分な配慮をすること。
- ⑦ 借受者は、関係法令及び本市が定める関係条例等を遵守し、適法かつ適切な本財産の整備及び管理運営を行うこと。
- ⑧ 借受者は、本財産の管理運営に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑨ 借受者が市又は第三者に損害を与えたときは、全て借受者の責任でその損害を賠償しなければならない。

(2) 禁止事項

- ① 借受者は、財産の貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、質入れ若しくは担保に供し、又は名義貸し等をするできない。

第2 事業の概要

- ② 借受者は、本財産の使用にあたり、この建物の構造及び土地の形質を変改することはできない。ただし、予め市から承認を受けたときは、この限りではない。
 - ③ 借受者は、本財産及び設置した工作物を契約に定めた用途以外の目的に使用することはできない。ただし、予め市から承認を受けたときは、この限りではない。
 - ④ 借受者は、市から借受ける土地に建物を建設することはできない。ただし、予め市から承認を受けたときは、この限りではない。
 - ⑤ 借受者は、転貸者に対しても、同様に禁止事項を遵守させる義務を負うものとする。
- (3) 契約の解除及び違約金
- 次の各号に該当するときは、市は契約を解除することができる。
- ① 借受者が「(1)借受者の義務」に記載する義務を果たさないとき、あるいは「(2)禁止事項」に該当する行為があったとき。
 - ② 市が、災害対応等により本財産を恒久的に公用又は公共用に供するため必要となったとき。なお、本項目を除く事由により契約解除があった場合、借受者は貸付料相当額を違約金として市に支払わなければならない。また、市は既納の貸付料を返還しない。
- (4) 貸付期間満了時の返還
- ① 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は「(3)契約の解除及び違約金」の①による契約解除があった場合、借受者は、本財産を原状又は市の指示する状態に回復しなければならない。
 - ② ①の場合、借受者は市に対して、返還に伴い発生する費用及び立ち退き料等一切の請求を行うことはできない。
 - ③ 借受者は、原状回復等に係る工事を、開庁時間に行うことはできないものとする。
 - ④ 借受者は、新たな借受者がいる場合は、速やかに協議・引継ぎ等を行うものとする。
 - ⑤ 借受者は、貸付期間満了時に設置されている備品に対して、市が承認した場合残置することができる。その場合は残置する備品は機能することを前提として、その状態と写真を添付した一覧を提出すること。

8 財産の貸付条件

市が貸し付ける財産の貸付条件については、インフォメーション・パッケージにて公表する「市有財産賃貸借契約書(案)」を参照すること。また、事業終了後の措置については、以下のとおりとすること。なお、契約の締結にあたっては、議会の議決を得るものとする。

ア 借受者が設置した施設の解体撤去

借受者は、自らの責任と費用負担にて財産貸付契約の終了日までに、市と借受者が別途合意した施設を除いて、借受者が独自に設置した施設、内装、設備等を解体撤去し、現状復旧の上で市に返還しなければならない。

また、本事業終了の1年前をめぐり、躯体以外を解体、又は市への無償譲渡等を含む詳細を決定するための協議を開始する予定である。

イ 借受者が設置した施設の解体撤去費用

借受者が設置した施設の解体撤去費用については、借受者にて每期適切に積立を行うこと。

9 財政上及び金融上の支援に関する措置

本事業を実施するにあたり、国等から財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は選定事業者が支援を受けることができるよう努めるものとする。

第3 募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の手順

(1) 民間事業者の募集及び選定等のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは下記のとおり予定している。

令和3年1月15日(金)	募集要項(案)についての意見募集
令和3年2月8日(月)	第4回審査委員会
令和3年3月19日(金)	募集要項の公表
令和3年4月1日(木)	参加表明書の受付締切
令和3年8月27日(金)	提案書類等の受付締切
令和3年9月●日(●)	提案書類等提出者へのヒアリング項目提示
令和3年9月●日(●)	審査委員会による提案書類提出者へのヒアリング 第5回審査委員会
令和3年9月●日(●)	優先交渉権者の決定及び公表
令和3年10月	基本協定の締結
令和3年10月	事業仮契約の締結
令和3年12月	事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)
令和4年2月	資産活用会社を都市再生推進法人に指定
令和4年4月以降	各事業の運営・営業の開始

(2) 募集要項等の配布

ア 募集要項及び別添資料

募集要項及び資料については、市ホームページにおいて公表する。

イ インフォメーション・パッケージ

検討に必要な資料については、インフォメーション・パッケージとして市のホームページで公表する。なお、市が提供する資料を本事業への応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(3) 現地見学・個別対話

市は、希望する者に対し現地見学・個別対話を実施する。

ア 日時

令和3年1月18日(月)から提案書類の受付締切 | 週間前までの平日9時00分から16時00分
| グループにつき | 時間程度対応とし、1週間に | 回を最多とする。

※詳細な日程については参加申込者と別途調整する。

イ 申込方法

現地見学・個別対話を希望する者は、「現地見学等申込書(様式 O-1)」に必要事項を記載の上、当該ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には【財産貸付事業】現地見学等申込

第3 募集及び選定に関する事項

書：事業者名]と記載すること。なお、電子メール送信後、提出者は申込書を送信した旨を下記連絡先まで電話連絡を行い、日程の調整を行うこと。受付は期間中に随時行う。

ウ 見学方法

詳細については、市から参加申込者に別途連絡する。

(4) 募集要項等に関する意見募集

ア 質問の方法

募集要項等に関する意見は、「募集要項等に関する意見書(様式 0-2)」に必要事項を記載の上、当該ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には[【財産貸付事業】募集要項等に関する意見：事業者名]と記載すること。なお、電子メール送信後、提出者は意見書を送信した旨を下記連絡先まで電話連絡を行い、意見書の到達を確認すること。

また、下記に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

イ 受付締切

令和3年2月3日(水)17時まで

ウ 意見募集に対する回答

市は、募集要項等に関する意見に対し、特段回答は行わず、反映事項は募集要項等に反映する。

エ 質疑応答

募集要項に記載がない事項については、個別対話において質疑回答を行い、必要に応じて公表する。

(5) 参加表明書の受付

参加表明書及び資格審査に必要な書類等を提出する応募グループは、次のとおり提出すること。

ア 受付締切

令和3年4月1日(木)17時まで

イ 提出方法

持参によること。

ウ 資格審査の通知

参加表明書等を提出した応募グループには、資産活用会社応募者に対して書面により資格審査の結果を通知する。参加資格が認められる者には受付番号を通知し、参加資格が認められない者には理由を付して通知する。

(6) 提案書類等の受付

資格審査通知により参加資格の確認を受けた応募グループは、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書類を次のとおり提出すること。

ア 受付締切

令和3年8月27日(金)17時まで

イ 提出方法

持参によること。

(7) ヒアリングの実施

和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業者審査委員会(以下、「委員会」という。)は、提案書類提出者に対してヒアリングを行なう。

ア ヒアリング日程

第3 募集及び選定に関する事項

令和3年9月●日(●) ※なお、開始時刻については、別途提案書類提出者に連絡する。

イ ヒアリング項目提示

提案書類参加表明書等を提出した応募グループには、令和3年9月●日(●)までに、審査委員会による提案書類提出者との対話における、ヒアリング項目を提示する。

ウ その他

ヒアリングについての詳細は、別途提案書類提出者に連絡する。

(8) 基本協定及び仮契約の締結

市は、優先交渉権者と協議を行い、優先交渉権者と基本協定を締結し、資産活用会社と本事業の事業契約について仮契約を締結する。仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

2 参加資格要件

(1) 応募グループの構成

ア 本事業に応募グループは、資産活用会社を設立・運営する者を応募者とし、市庁舎駐車場運営及び管理業務を受託する者(以下「駐車場運営会社」という。)、並びにスタートアップを支援し、オープンイノベーションの場となる拠点を運営する者(以下「スタートアップ支援会社」という。)が含まれていること。

イ 応募者は複数の提案を行うこと、及び複数の応募グループを構成することは禁止する。

(2) 関心表明書の提出について

本事業に応募グループが優先交渉権者に選定され、契約後に事業を実施するに際し、応募者から以下の業務を受託又は請負等で協力することを予定している者(以下「関心表明者」という。)から、応募者は提案書提出時に「関心表明書」を取りまとめて提出することができる。

ア 関心表明者は以下の業務を予定している者とする。また、応募者が下記の業務を兼務する際は、関心表明書を提出することができる。

- ① カーシェア事業の運営を予定している者
- ② 展示棟にて喫茶カフェの営業、貸室、及びレンタルキッチンの貸出事業運営を予定している者
- ③ 資産活用会社から移動式店舗を借受け、商業店舗の営業を予定している者
- ④ コワーキングスペース・オフィスの営業を予定している者
- ⑤ 駐車場・公用車利活用、広場・展示棟等利活用、保健センター跡建物利活用の各実施計画とりまとめを市と協働で担当する予定の者
- ⑥ 設計等デザインを担当する予定の者
- ⑦ 建設工事を担当する予定の者

イ 関心表明者は、複数の応募グループに参画できる。

ウ 市から補助金を受け取っている団体に関心表明者とするのは禁止する。また、優先交渉権者選定に関して、自己の有利になる目的のために、同団体への接触等の働きかけを行った場合は失格とする。ただし、優先交渉権者決定後に連携あるいは提携等を行うことを妨げるものではない。

(3) 金融機関からの関心表明書の提出について

本事業に応募グループが優先交渉権者に選定され、契約後に事業を実施することを応募者が金融機

第3 募集及び選定に関する事項

関と融資等に関して相談を行っている場合、応募者は提案書提出時に「金融機関関心表明書」を提出することができる。

(4) 応募者等の参加資格要件【業務別】

応募者等は、参加資格要件【業務別】で示す経験及び実績を、提案書に記載すること。

ア 資産活用会社

施設（公共もしくは民間、及び業種を問わない）の建設または利活用計画に対して、運営者間における総合的な調整の経験を有すること。

イ 駐車場運営会社

継続して1年以上、駐車場法第11条に規定する駐車場（路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上）の管理運営を行っている実績がある法人。

ウ スタートアップ支援会社

企業の経営に関する支援の経験を有すること。

(5) 応募者等の参加資格要件【業務共通】

応募者等は、参加資格要件【業務共通】で示す下記の要件について、提案する計画内容の施設整備・運営等に必要な資力及び信用等を有する者であるほか、次のいずれにも該当しないことを参加表明書にて明らかにすること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当する者

イ 和光市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年4月1日施行）に基づく指名停止措置を本公募の募集要項公表の日から優先交渉権者決定日までの間、受けている者

ウ 暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）第3条1項の規定により除外されている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者

オ 手形交換所における取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本事業の提案日から6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者

カ 国税、都道府県税、市町村税に滞納がある者

キ 許可等を必要とする営業については、当該許可等を受けていない者

ク PFI法第9条³に示す欠格事由に該当する者

ケ 応募者が、他の応募者と資本関係又は人的関係にある者。資本関係及び人的関係の定義は次とおりである。（本章について以下同じ。）

① 資本関係

- 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）の関係にある場合。

② 人的関係

³ PFI法とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律のこと。本事業はPFIではないが、本項目を準用する。

第3 募集及び選定に関する事項

- 一方の会社の代表権を持つ役員が他方の会社の代表権を持つ役員を現に兼ねている場合。
- 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

コ 審査委員会の委員と資本関係又は人的関係にある者

サ 市から補助金を受け取っている団体の役員と人的関係にある者。ただし、優先交渉権者決定後に連携あるいは提携等を行うことを妨げるものではない。

シ 駐車場運営者は、駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定に違反し、又は駐車場法に基づく指示、命令等に従わなかったもので違反状態が解消した日又は指示、命令等の履行を終えた日から3年を経過しない者事業に係る市が発注したアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本関係又は人的関係にある者。

(6) 関心表明者の参加資格要件

ア 各事業共通

- ① 提案内容に伴い必要となる資格及び許可申請を取得していること。
- ② 和光市商工会に入会するなど、市内事業者として活動する意向を持っていること。

イ カーシェア事業の運営を予定している者

- ① カーシェア事業の営業実績があること。
- ② 個人間カーシェアマッチングサービス、及び自社で車両を管理しないプラットフォームサービスは、①における営業実績には該当しないこと。

ウ 建設工事を担当する予定の者

- ① 平成31・令和2年度和光市入札参加資格者名簿のうち和光市内に本店・支店を有し、「建築工事業」の登録を有する者であること。

【URL】<http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/5865/7619.html>

(7) 参加資格の確認

参加資格確認後、応募グループを構成する3者のうち、いずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募グループは参加資格を喪失するものとする。なお、参加資格の喪失に対して、市は一切の費用負担を負わないものとする。

3 事業者審査委員会

(1) 審査委員会による審査

市は、学識経験者及び有識者を中心に構成される「和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業者審査委員会(「和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業者審査委員会設置要綱」に基づく)」を設置している。

審査委員は以下の6名で構成し、応募グループが優先交渉権者決定までに各委員に対し、提案審査に関して、自己の有利になる目的のために、委員及び市幹部等への接触等の働きかけを行った応募グループは失格とする。

第3 募集及び選定に関する事項

規定	氏名（敬称略）	職名
第1号 《官民連携手法》	根本 祐二	東洋大学大学院 経済学研究科 公民連携専攻 教授
第2号 《建物用途活用》	松宮 綾子	side by side 共同代表／一級建築士 日本大学 生産工学部 建築工学科 非常勤講師 日本女子大学 家政学部 住居学科 非常勤講師
第3号 《理化学研究所》	船田 孝司	国立研究開発法人 理化学研究所 和光事業所 所長 (兼 PFI 事業推進室 室長)
第4号 《市内事業所》	浜口 武	和光市商工会 事務局長
第5号 《和光市》	中蔦 裕猛	和光市 企画部長
	鈴木 均	和光市 総務部長

(2) 提案審査

審査委員会は、公募型プロポーザル方式により、「審査基準（資料●）」に基づいて評価、得点化し、各応募グループの提案書類の審査を行う。評価は、応募者グループの提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じて得点を付与し、得点の合計が最も高い者を優先交渉権者に、次点の応募グループを次点交渉権者として選定し、その結果を市に報告する。審査委員会からの選定結果の報告を受け、市が最終的に優先交渉権者を決定する。

(3) 公募の中止等

不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募グループがないときは、公募の延期、再公募若しくは公募の取り止め等の対処を図る場合がある。ただし、提案書を提出した応募グループが1者しかないことを公募中止の理由とはしない。

4 提案に関する留意事項

(1) 提案書類等の取扱い

ア 書類の返却

提出を受けた提案書類等は返却しない。ただし、参加表明書の提出後に提案書等の提出を辞退した者、あるいは優先交渉権者及び次点交渉権者以外の者が提出した提案書類においては返却する。

イ 著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、市は本事業の公表、その他市が必要と認める場合、優先交渉権者の提案書の一部又は全部を無償で使用、公表できるものとする。

また、選定結果の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の提案書の一部を無償で使用、公表できるものとする。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等の結果生じた責任は、応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合、当該応募グループは、市に対して当該損失又は損害を補償及び賠償しなければならないこととする。

第3 募集及び選定に関する事項

(2) 提案に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募グループは、参加表明の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

イ 費用負担

応募に係る費用は、全て応募グループの負担とする。

ウ 禁止事項

応募グループは、複数の提案提出をできない。

エ 使用言語、単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 提案の辞退

参加表明書等を提出した応募者が提案を辞退する場合は、提案期限日の前日までに持参により「応募辞退届（様式●）」を提出すること。

第4 資産活用会社に関する事項

1 資産活用会社の設立

- ① 優先交渉権者となった応募者は、選定後速やかに会社法に定める株式会社、若しくは一般社団法人を、本事業を経営するにあたり妥当な資本金をもって設立しなければならない。なお、登記簿上の本社所在地を埼玉県和光市広沢1番5号とする。
- ② 資産活用会社の運営者は、事業期間中、資産活用会社の議決権株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ③ 資産活用会社の設立に対して、市は原則として出資や人的派遣等を行わない。どうしても必要な場合は、提案にて条件と理由を提示すること。なお、市は優先交渉権者決定後に、判断の上決定する。

2 資産活用会社の運営

- ① 資産活用会社の運営は、市からの財産を借り受け、各業務を実施するために、各専門の事業者により依頼できるものとする。
- ② 市庁舎駐車場について、資産活用会社は、市から駐車場用地を借り受け、その運営を駐車場運営会社に委託することができる。
- ③ 展示棟について、資産活用会社は、市から展示棟の一部（JA及び市が利用するエリアを除く）を借り受け、喫茶カフェ及び貸室等の運営を行うこと。資産活用会社が直接経営し、運営については専門の知識と経験のある者に委託することができる。
- ④ 商業店舗の誘致について、資産活用会社は、移動式店舗を設置及び所有し、商業店舗の経営者に貸し出す。
- ⑤ 保健センター跡建物について、資産活用会社は、市から建物を借り受け、コワーキングスペース・オフィスの運営者、スタートアップ支援会社に委託することができる。
- ⑥ 市民広場について、資産活用会社は、利活用の促進を行うこと。ただし、維持管理業務については、従来通り庁舎管理と一体的に市が実施する。
- ⑦ 資産活用会社は、エリアマネジメントを推進するために、駐車場運営会社や関心表明者を招集した会議を定期的に開催する。
- ⑧ 駐車場・公用車利活用、広場・展示棟等利活用、保健センター跡建物利活用の各実施計画とりまとめを市と協働で策定する。
- ⑨ 資産活用会社は、市内事業者等の継続的な参画を促進する相談を展示棟1階で行う。
- ⑩ 資産活用会社は、設計等デザイン及び建設工事を専門の知識と経験のある者に委託する。

3 都市再生推進法人の指定

- ① 市は、資産活用会社を都市再生推進法人への指定を予定している。なお、都市再生推進法人の指定に関する手続きは、優先交渉権者決定後速やかに実施する予定。
- ② 都市再生推進法人は、不特定多数の利益を目的として活動する。
- ③ 都市再生推進法人は、まちづくりの推進を活動目的としている。
- ④ 都市再生推進法人の業務を適正かつ確実にを行うために、以下の項目について満たすこと。

第4 資産活用会社の設立に関する事項

- 必要な組織体制や人員体制を備えている。
 - 必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有している。
 - 和光市他行政機関や市内民間団体等と、これから十分な連携を図ることができる認められる。
- ⑤ 都市再生推進法人は、和光市長が必要として求めた場合は業務報告を行わなければならない。
- ⑥ 和光市長は、都市再生推進法人が、必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合と認めるには業務改善命令を出すことができる。また、命令に違反した場合には、都市再生推進法人の指定を取り消すことも可能とする。
- ⑦ 都市再生推進法人は、一般財団法人 民間都市開発推進機構より支援を受けることができる。ただし、同機構の支援決定は、支援基準等により同機構が判断を行うため、出融資の詳細、条件等については、応募者から同機構に直接確認を行うこと。

第5 管理運営に関する事項

1 駐車場の事業概要

- (1) 「駐車場・公用車利活用実施計画」の策定について
- ① 資産活用会社は、令和3年度に策定を予定している「駐車場・公用車利活用実施計画」の策定作業を市と協働で行うものとする。
- (2) 民営化による効率化
- ① 市は、市庁舎駐車場の用地を資産活用会社に貸付け、資産活用会社は、市庁舎駐車場を運営すること。ただし、利用料金の収受、精算機等設備の設置及び管理等を駐車場運営会社に委託することができる。
 - ② 市は、駐車場管理会社に対しては、管理委託料を補てんしない。
 - ③ 利用者が支払う駐車料金は、資産活用会社の収入とする。
 - ④ 定期的な路盤の整備は市が行うが、事故等による修繕等は駐車場運営者の負担とする。
- (3) 駐車料金
- ① 課金単位及び単位料金は、周辺の料金を参考として同程度の額を資産活用会社が提案するものとし、優先交渉権者決定後に市と協議の上決定する。
 - ② 最大利用料金、月極利用料金を、開庁時間以外の時間に設定することは可とする。
 - ③ 貸付開始後に周辺駐車場の駐車料金と著しく不均衡が生じる等、運営に多大な影響を及ぼす事態が発生した場合は、市、資産活用会社及び駐車場運営会社の三者で、料金改定等の対応を協議するものとする。
- (4) 駐車料金の免除
- ① 下記の用務に伴う来庁者⁴に対しては、開庁時間を問わず、駐車料金を免除するものとする。

認証場所	想定対象・用務	無料時間
なし（無認証）	タクシー、誤入庫、送迎	30分
窓口、総合案内等	市役所窓口等利用者（手続等）	60分
総務人権課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市主催の会議出席者、市の招へい者。 ● 市議会⁵議員及び傍聴者、その他市役所で60分を超える用務、工事、管理、搬入車両。 ● 緊急車両、路線バス、庁用車、選挙事務用の臨時庁用車 ● 市庁舎に来庁した者のうち身体障害者手帳を所持する者、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者、精神障害者保健福祉手帳を所持する者が乗車している車両。 ● 国、県又はその他の地方公共団体が公用のため使用する車両。 	用務終了まで

⁴ 市役所（市庁舎に入居する各団体を含む）、保健センター（広沢複合施設への移転後も対象とする）への来庁者、並びにそれらに対する管理・搬入車両、講演者車両のこと。商業店舗、市民広場（日常利用）、喫茶カフェ利用者、市民文化センター来館者、各施設職員の通勤（非常・緊急対応時は除く）は免除対象には含まない。

⁵ 朝霞和光資源循環組合議会を含む。

第5 管理運営に関する事項

- ② 下記の庁用車については、開庁時間を問わず、駐車料金を免除するものとする。

駐車形態	想定対象・用務	車両数
常設	市役所（市庁舎に入居する団体・管理搬入車両を含む）	48台
非常設	現・保健センター駐車場に常設する庁用車、出先機関等庁用車	73台

- ③ 市が公益上の目的から臨時的に必要とするために、下記の用途に係る車両は駐車料金を免除するものとする。なお、理由は下記に限定し、管理方法等については、市と協議し決定することとする。
- ・ 選挙事務
 - ・ 防災及び水防、水災害時等における緊急招集

(5) 設備

- ① 出入口に遮断機を設けず、かつ駐車券を発行する必要がないシステムを採用する。
- ② 入庫車に対して信号機や標識等を設置することで一旦停止を促し、ナンバーをカメラ撮影していることを表示する。また、出庫車は必ず精算機で出庫確認及び精算を行わなければならないことを表示する。
- ③ 駐車料金の免除対象、供用時間及び無料時間、料金等をわかりやすく表示する。
- ④ 精算機は、5機設置する。
- ⑤ 無料処理機は、7機設置する。
- ⑥ 精算機及び無料処理機の詳細な設置箇所及び設置場所は協議とする。また、設置費及び維持管理は駐車場運営会社の負担とする。
- ⑦ 入退場時について、庁用車、シェアカー、市内循環バス、その他定期的に頻繁に入場する業務車両についてはナンバー認証機能を導入するかパスカードを発行する。

(6) 使用時間と休場

- ① 原則として24時間利用可、駐車日数の制限は応募者の提案とする。
- ② 補修その他管理上必要があるときは、全部または一部を休場するものとする。
- ③ 災害時及び大規模防災訓練等、市が公益上必要と認めたときは、全部または一部を休場するものとする。
- ④ 駐車場を活用した市主催のイベント開催時（年間数日程度）に、駐車場を会場として活用する場合があります、その際は全部または一部を休場するものとする。

(7) トラブルに対する対応

- ① 駐車割引券等を紛失した際の処理、及び発券機等の故障に対する措置は、駐車場運営会社、あるいは駐車場運営会社から委託された者が常駐して対応し、利用者が市に問い合わせをすることが無いようにする。ただし、和光市内に事業所がある場合は、常駐する必要はない。
- ② 場内交通事故、不正駐車車両及び放置車両に対する措置は、駐車場運営会社が責任をもって対応する。
- ③ 運営中にトラブルが発生した場合は、直ちに対応できる体制をとること。
- ④ 機器の不具合等により、利用者が不要な駐車料金を支払った場合などの返金対応は駐車場運営会社が行う。
- ⑤ 駐車場運営に必要な行政手続きは、駐車場運営会社が責任をもって行う。

(8) 費用負担

- ① 市庁舎駐車場用地の舗装補修、及び定期的な植栽、清掃、警備等の管理は市の実施とする。ただし、想定外の修繕、清掃は駐車場運営会社において対応する。
- ② 駐車場運営にかかる備品、光熱水費、消耗品費は、駐車場運営会社の負担とする。

(9) その他

- ① 既に設置されている電気自動車の急速充電器及び普通充電器は、引き続き市が所有及び管理を行い、設備の老朽化に伴う更新についても同様とする。
- ② 精算機におけるキャッシュレス対応は、提案に委ねる。
- ③ 庁用車とカーシェア用車両以外に、市庁舎駐車場を使用の本拠位置もしくは保管場所の位置として、保管場所使用承諾証明書を発行することは認めない。
- ④ 駐車場運営会社は、駐車場の利用状況における下記のデータを翌月10営業日までに市に報告すること。ただし、書式は任意とする。また、同データは市が活用できるものとする。
 - ・ 利用台数(日付別・時間帯別、減免対象車の割合等)
 - ・ 稼働率等システム上収集可能なデータ
- ⑤ その他、駐車場運営に必要な事項は、優先交渉権者決定後に資産活用会社、駐車場運営会社、カーシェア運営者と協議の上決定する。
- ⑥ 駐車場運営会社は、エリアマネジメントを推進するために、資産活用会社が定期的に主宰する会議に参加すること。

2 カーシェアの事業概要

(1) 「駐車場・公用車利活用実施計画」の策定について

- ① 資産活用会社は、令和3年度に策定を予定している「駐車場・公用車利活用実施計画」の策定作業を市と協働で行うものとする。

(2) 公用利用を行う時間区分

- ① 公用利用時間帯は、開庁時間及び前後(8:00~18:00)とする。
- ② 公用利用時間帯以外の公用利用は、原則として行わない。
- ③ 一般利用者は、公用利用時間帯及び同時間帯を跨ぐ予約を取ることができないものとする。
- ④ 年末年始等閉庁日は、原則として終日一般利用として貸し出すことができる。
- ⑤ 災害時については終日公用利用とする。

(3) 公用利用に係る費用負担

- ① 保険料、燃料費⁶等かかる経費はすべて、駐車場利用料及びカーシェア貸出収入で賄うものとする。
- ② 公用利用時における事故にかかる費用負担について、カーシェア運営者は、提案時に提示し、優先交渉権者決定後に協議により決定するものとします。

(4) 車両

- ① 対象台数は3~5台程度とし、全てを公用との兼用とすること。ただし、これ以上にカーシェア専用車両を設置することを妨げない。

⁶ 距離料金を課している場合、当該料金も含む。

第5 管理運営に関する事項

- ② 地元産業への配慮として、車種は過半以上をホンダ車とする。
 - ③ 乗車定員は4人以上とする。
 - ④ 鍵は車内で保管する。
 - ⑤ 予約管理はウェブやアプリにて行うことができるようにする。
- (5) カーシェア事業実施に必要な設備
- ① 電気自動車(ピュアEV)を配置する際は、帰着後直ちに出發できないことを踏まえて、運用上の対策を検討し提案する。また、配置車両毎に専用の普通充電器を設置し、設置費用及び維持修繕費は経費の中で見込む。
 - ② カーシェア運営者は、資産活用会社及び駐車場運営会社と協議の上、市庁舎敷地内にカーシェア駐車場への誘導サイン等を設置する。
 - ③ カーシェアとして活用する車室は、市庁舎駐車場の下段とすること。下段駐車場は降雨時に一時的な貯水池としての役割があることに予め留意しておく。
- (6) トラブルに対する対応
- ① 一般利用者の事故による不着や遅着は、市が是認すべきリスクとするが、予約の振替や修理等カーシェア事業者は、迅速な復旧対応を行わなければならない。
 - ② 公用利用時の事故等において、市に求める対応は提案の上、協議により決定するものとする。
- (7) その他
- ① カーシェア運営者は、利用状況等の分析を基に、業務改善提案につながるデータを毎年3月末までに市に報告すること。ただし書式は任意とする。また、同データは市が活用できるものとする。
 - ② カーシェア運営者は、エリアマネジメントを推進するために、資産活用会社が定期的に主宰する会議に参加すること。
 - ③ カーシェアの営業にかかる備品、光熱水費、消耗品費は、カーシェア運営者の負担とする。

3 メインエントランス北側の利活用

- (1) 詳細な利活用の内容について
- ① 商業店舗として活用する方向性であるメインエントランス北側用地の詳細な計画については、令和3年度に策定を予定している「広場・展示棟等利活用実施計画」にて明らかにし、その策定作業を市と資産活用会社が協働で行うものとする。
- (2) 商業店舗の設計・工事・貸付
- ① 商業店舗は、インフォメーション・パッケージの資料を参照し、移動式店舗の設置場所を選択する。
 - ② 設置にかかる費用は、全て資産活用会社の負担とする。また、商業店舗の設置に際して、市庁舎へのインフラの再敷設が必要となった場合、それらについても設置にかかる費用に含むものとする。
 - ③ 商業店舗は、資産活用会社が所有する。ただし、設計及び工事費用を商業店舗の運営者が負担することを妨げるものではない。
 - ④ 商業店舗の工事にあたっては、市と十分に協議を行うこと。
- (3) 商業店舗の運営
- ① 商業店舗の営業内容と運営予定者について、応募者は提案に記載すること。なお、応募者は、運営予定者から関心表明書を取りまとめて提出することができる。

第5 管理運営に関する事項

- ② 商業店舗は、公共施設内で営業することを十分認識し、市のPR及び業務に対して可能な協力を提案する。
- ③ 商業店舗は、食料品及び日用品等を扱う物販店舗、及び新規開業支援店舗「チャレンジショップ」としての活用を計画することを推奨する。
- ④ 商業店舗経営者は、エリアマネジメントを推進するために、資産活用会社が定期的に主宰する会議に参加する。
- ⑤ 商業店舗の営業にかかる備品、光熱水費、消耗品費は、商業店舗運営者の負担とする。

4 保健センター跡建物の利活用

- (1) 「保健センター跡建物等利活用実施計画」の策定について
 - ① 資産活用会社は、令和3年度に策定を予定している「保健センター跡建物利活用実施計画」の策定作業を市と協働で行うものとする。
- (2) 保健センター跡建物の設計・工事
 - ① 設計等デザイン、及び建設工事に関する費用は全て資産活用会社の負担とする。
 - ② 保健センター跡建物北側に位置する駐車場への車路には、工作物は設置しない。
 - ③ 保健センター駐車場の東側(中央植栽より奥)については、庁用車専用駐車場として利用する。
 - ④ 特徴的な外壁色の現・保健センター建物を保存及び活用を図り、管理を行う。
- (3) 保健センター跡建物の運営
 - ① 保健センター跡建物においては、コワーキングスペース・オフィスを運営する。
 - ② 市内に研究機関が立地しているという特性等を踏まえて、オープンイノベーション等によるスタートアップ企業の活動支援を推進する。
 - ③ コワーキングスペース・オフィスの運営予定者について、応募者は運営予定者から関心表明書を取りまとめて提出することができる。また、スタートアップ支援会社は、関心表明者ではなく応募グループとして応募しなければならない。
 - ④ スタートアップ支援会社は、コワーキングスペース・オフィスの運営者を兼ねることができる。
 - ⑤ スタートアップ支援会社等は、資産活用会社が定期的に主宰する会議に参加する。
 - ⑥ コワーキングスペース・オフィス、ならびにオープンイノベーションの開催にかかる備品、光熱水費、消耗品費は、各運営者の負担とする。

5 広場・展示棟の利活用

- (1) 「広場・展示棟等利活用実施計画」の策定について
 - ① 資産活用会社は、令和3年度に策定を予定している「広場・展示棟等利活用実施計画」の策定作業を市と協働で行うものとする。
- (2) 広場の運営管理について
 - ① 市は、市民広場の用地を資産活用会社に貸付け、資産活用会社は市民広場を運営する。なお、貸し付ける範囲はインフォメーション・パッケージの資料を確認すること。
 - ② 市は資産活用会社に対しては管理委託料を補てんしない。
 - ③ 市民広場における運営管理については、施設への通行、通り抜け等の動線を常に確保しておくこと。

第5 管理運営に関する事項

- ④ 市民広場は、公用利用を優先させること。
 - ⑤ 市民広場における運営管理については、和光市公園条例（昭和44年3月25日条例第16号）第9条（行為の制限）、第11条（行為の禁止）、第12条（利用の禁止又は制限）に準じて実施すること。
 - ⑥ 資産活用会社は、市民広場の利活用について、⑤に掲げる許可に基づく際には、自主事業としての責を負う。
 - ⑦ 資産活用会社は、和光市公園条例第17条第3項の規定に準じ、市民広場において行為許可を受けた者が支払う使用料を資産活用会社の収入とすることができる。その際は、同条例別表第4の「行為の種類」にしたがい利用料金の額を定め、提案書にて明示すること。
 - ⑧ 除草、清掃、警備等これまで市が行っていた維持管理業務は、これまで通り市が実施する。
- (3) 喫茶カフェの設計・工事
- ① 喫茶カフェは、展示棟1階展示ホールにて実施する。
 - ② 店舗の設計は、企画展示室に配置予定の（仮称）「みんなの会議室・市民ギャラリー」との連携を想定して実施する。
 - ③ 店舗の工事費用等は、資産活用会社の負担とする。
- (4) 喫茶カフェの運営
- ① 喫茶カフェの運営方針は、市民に対する自由なくつろぎや交流、自己実現に資する提案を行う。
 - ② 市のPR及び市の業務に対して可能な協力を提案する。
 - ③ 飲食店営業許可申請、防火管理者、菓子製造業許可申請、開業等届出書等必要な資格取得及び許可申請を済ませる。
 - ④ 喫茶カフェの営業にかかる備品、光熱水費、消耗品費は、喫茶カフェ運営者の負担とする。
- (5) （仮称）みんなの会議室・市民ギャラリー、レンタルキッチンの運営
- ① 貸室の運営は、現・企画展示室（1階）を利用した（仮称）みんなの会議室・市民ギャラリーを運営すること。その他、展示棟地階のレストラン厨房跡をレンタルキッチンとして活用することを推奨する。
 - ② 貸室事務は、喫茶カフェもしくは資産活用会社で行う。
 - ③ 貸室料金を提案する。
 - ④ 必要な資格取得及び許可申請を済ませる。
 - ⑤ プレハブ冷蔵室は、隣接するスペースで実施する野菜販売のため、JAが使用することを念頭に残置すること。塗装等の実施は可とする。
 - ⑥ 貸室の営業にかかる備品、光熱水費、消耗品費は、貸室運営者の負担とする。
 - ⑦ （仮称）みんなの会議室・市民ギャラリーは、公用利用を優先させること。公用利用については、インフォメーション・パッケージの資料を確認すること。
 - ⑧ 和光市民文化センター条例第12条及び和光市市民文化センター管理規則第7条の規定による減免規定に準じて貸付料金の減免を行う。対象は下記を参考とし、詳細は今後市と協議すること。
 - ・ 市内に住所を有し、身体障害手帳を所持する者、知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者、精神障害者保健福祉手帳を所持する者を主たる構成員とする団体が利用する場合
 - ・ 市内に住所を有する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が利用する場合
 - ・ 市内に住所を有する15歳以下の者を主たる構成員とする団体が利用する場合